




新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業者支援策 市内事業者応援資金助成金 に関するお知らせ

第2弾

市内事業者応援資金助成金とは？

緊急事態宣言の発令により売上げが減少するとともに、国の持続化給付金が給付されず、人件費や水道光熱費などの固定費の支払いが負担となっている市内事業者に対する負担軽減及び事業継続の支援を目的とした助成金です。

 **助成額** 一律**20万円**

申請期間

※ただし、予算額上限に達ししだい終了。

〔認定書申請期間〕令和2年6月22日(月)～令和2年9月25日(金)

〔助成金申請期間〕令和2年7月3日(金)10時00分～令和2年9月30日(水)23時59分

対象者

市内に事業所があり、次の①または②に該当していること。

① 令和2年4月または5月の売上げが前年同月比で20%以上50%未満減少していること。

② 令和元年6月から令和2年4月までに開業し、令和2年4月または5月の売上げが、開業後最大の売上げ月と比べて20%以上減少していること。

(注) 令和2年5月までの売上について国の持続化給付金を申請済みもしくは申請予定、令和2年4月または5月のいずれかの売上が前年同月比で50%以上減少している事業者は応援資金の助成対象外です。

申請

I. 認定書の申請

西東京市産業振興課にて認定書の申請をしてください。(必要書類・詳細については市のホームページをご確認ください。)

〔認定に関する問合せ先〕

西東京市生活文化スポーツ部産業振興課

住所：西東京市南町5-6-13

田無第二庁舎5階

電話：042-420-2819

II. 助成金の申請

認定書を受領後、西東京商工会の助成金専用ホームページより申請期間内に申請してください。ただし、申請期間内でも予算額上限に達ししだい受付終了となります。(詳しくは裏面へ)

〔助成金の申請に関する問合せ先〕

西東京商工会 田無事務所

住所：西東京市南町5-6-18

イングビル3F

電話：042-461-4573

1

認定書の申請

西東京市生活文化スポーツ部産業振興課（田無第二庁舎5階）へ認定書の申請を行う
〔認定書申請期間〕 令和2年6月22日（月）～9月25日（金）

2

応援資金助成金ホームページへアクセス

〔助成金申請期間〕 令和2年7月3日（金）～9月30日（水）
応援資金助成金の申請用HP <https://www.nisitokyo-shokokai.jp/ouen/>



3

申請情報入力画面にて情報を入力

基本情報（事業所の基本事項やご連絡先）や
口座情報（助成金振込先）を入力

4

必要書類を添付

- 市内事業者応援資金助成金の認定書
- 誓約書
- 助成金振込先の通帳を開いた1・2ページ目または電子通帳画面コピー

事業者自らオンライン申請できない方のために
西東京商工会保谷事務所にて
サポート会場を開設します。



サポート会場

西東京商工会 保谷事務所 西東京市住吉町6-1-5

- 開設期間 令和2年7月3日（金）～9月30日（水）の月・水・金（祝日を除く）のみ実施
- 開設時間 10時00分から16時00分まで **完全予約制**
- 駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。
- 予約方法 西東京商工会田無事務所へご予約ください。
予約開始 6月29日（月）
予約受付時間 10時00分から16時00分まで（土、日、祝日を除く）
電話：042-461-4573

サポート会場は、申請のお手伝いをする場で、書面での受付は行いません。
サポート会場で申請を行う場合は、基本情報、口座情報や添付書類の他にメールアドレスが必要となりますので、予めメールアドレスをご用意ください。